

福祉サービス第三者評価業務に係る  
倫理規定及び守秘義務規定

有限会社プログレ総合研究所  
統括事業本部

## 倫 理 規 定

1. 第三者評価に携わるすべての者は、福祉サービス第三者評価制度の趣旨に鑑み、責務を遂行し、その負託に応えるために、絶えず自己研鑽に努める。
2. 評価機関及び第三者評価実施にあたって評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する際、利用者及びその家族の意思に十分に配慮し、人権を尊重する。
3. 評価機関としての責務を自覚し、当該第三者評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、サービス事業者、サービス利用者、及びその家族等に周知し、多面的に意見・情報を収集し、評価の質的向上に努める。

## 守 秘 義 務 規 程

1. 評価機関が収集する情報は、第三者評価実施に必要な最小限の情報とし、第三者評価以外の目的には決して使用しない。
2. 評価機関及び第三者評価実施にあたって評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する上で知りえたサービス利用者及びその家族並びにサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩しないこと。この守秘義務は評価契約終了後も同様であることに留意する。
3. 評価機関は、第三者評価で実施した利用者調査及び事業評価におけるサービス事業者の各職員の自己評価結果については、記入者が特定されないよう加工した上でサービス事業者に報告するものとし、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、サービス事業者やその第三者に漏洩しないよう第三者評価終了後に破棄する等の処理を必ず行う。
4. 評価機関等は、利用者等の情報が記載された書類については、事業者への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、事業所の外には持ち出さないこと。
5. 評価機関は、事業者が業務上作成している内部資料等については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、事業所の外には持ち出さない。ただし、事業者の同意がある場合にはこの限りではない。

